

ふるさと自慢（大村地区の史跡・名所③）



旧円融寺(えんゆうじ)庭園
徳川家歴代将軍の霊を祀るために創建され、明治時代に廃寺となった「円融寺」。現在は大村護国神社として、人々に憩いの場を提供しています。

境内の斜面を利用した枯山水式の石庭は、江戸時代初期の様式を今に伝える名園といわれ、国の名勝に指定されています。

旧円融寺庭園は武家屋敷街の北側の斜面にあり、大村市街を一望できる景勝地です。とくに春は、大きく枝を広げた満開の桜がすばらしく、市内の桜の名所の1つになっています。旧円融寺庭園の東隣には、春日神社があります。創建は寛永17年(1640)。大村家の祖先といわれる藤原家の氏神である、奈良の春日神社の分霊を祀る神社です。春日神社の前を通り過ぎてしばらく行くと、旧楠本正隆屋敷があります。この辺りは、市外の人にはあまり知られていない隠れた名所旧跡です。近くには草場小路の五色堀もあります。歴史を感じながら、さるいて(ぶらぶら歩いて)みませんか。

(参考:大村市HP)

防ごう！児童虐待

本来は子を守るべき親からの虐待行為によって、子の尊い命が奪われるという事件が次々に報告されています。

平成12年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、第6条において、**児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに福祉事務所・児童相談所に通告しなければならないとされており、発見者の通告が義務化されています。**

保護者から次のような虐待行為を受けたと思われる18歳未満の児童を発見したら、躊躇せず上記機関に通告するか、地域の民生児童委員さんや学校に相談しましょう。



児童虐待の定義

- 1 身体への暴行
- 2 児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- 3 心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- 4 保護者以外の同居人による前記の行為と、その行為を保護者が放置すること
- 5 著しい暴言・拒絶的対応・著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

*児童虐待に関する報告・相談窓口

児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)

お住まいの地域の児童相談所につながります

長崎こども・女性・障害者支援センター

☎095-844-6166



4月の定例相談

悩み・心配ごとなどお気軽にご相談ください。

無料

人権相談	● 7日(火) 10:00~15:00 ● 21日(火) 10:00~15:00
法律相談 (予約制です)	● 1日(水) 10:00~15:00 ● 15日(水) 10:00~15:00
契約・遺言相談	● 14日(火) 13:00~16:00
行政書士相談	● 8日(水) 13:00~16:00
交通事故相談 (予約あるときのみ開設)	● 28日(火) 10:00~16:00
行政相談	● 22日(水) 9:30~12:00
不動産相談	● 24日(金) 13:00~16:00

場 所 市民110番(市役所1階)

問い合わせ 市民110番 ☎53-4111(内線193)

ファイナンシャルプランナー相談(予約制です)

- 2日(木) ● 16日(木) 10:00~17:00

場 所 消費生活センター(市民110番内)

問い合わせ 消費生活センター ☎52-9999

ここに記載した各種イベントの日程等は、やむを得ない事情により変更されることがありますので、市ホームページ等でお確かめの上、お出かけください。

わんわんパトロール隊員募集

我が家の犬の散歩を行いながら、地域の子どもたちを見守っていただけます。各自の生活パターンを崩さないでできる活動です。隊員登録をよろしくお願ひします。

問合せ: 少年センター ☎54-6405
(大村市青少年健全育成連絡協議会事務局)

手洗い・咳エチケットで新型コロナウイルス感染の拡大を防ぎましょう。

インフルエンザ予防と同様に

- ① 流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目などに触る前には手洗いを徹底しましょう。
- ② 咳やくしゃみをする場合には口と鼻をティッシュやハンカチで覆いましょう。



4月の補導巡視活動(大村地区) ☆ ありがとうございます ☆

大村地区	三城地区	旭が丘・東大村地区
4/10(金) 市民交流プラザ	4/11(土) 市民交流プラザ	4/16(木) コレモ大村前
4/24(金) イオン大村店	4/25(土) 市民交流プラザ	4/23(木) コレモ大村前
いずれも 18:30	17:00 / 19:00	いずれも18:30



発行: 社会教育課
大村市幸町25-33
☎54-3161
(市コミセン内)